

発明の取り扱いについて 著作権について

産学・地域連携推進機構

知的財産・ABS対応部門

03-5463-4037 chizaijm@m.kaiyodai.ac.jp

2021年4月8日更新

Copy right
SHITARA Aiko, ITO Hiroko

知的財産権とは

特許権(特許法)
発明(物, 方法, 生産方法)
/出願から20年

実用新案権(実用新案法)
考案(物品の形状, 構造等)
/出願から10年

商標権(商標法)
商品, サービスに使用するマーク
/登録から10年(更新有)

意匠権(意匠法)
物品のデザイン
/出願から25年

育成者権(種苗法)
植物の新品種
/登録から25年(樹木は30年)

著作権(著作権法)
精神的作品/死後70年

営業秘密等(不正競争防止法)

- : 絶対的独占権(知らなかったではすみされない権利)
- : 相対的独占権(ものまねしてはいけない権利)

発明の取り扱いについて

■ 特許性（権利化）の判断

創出した発明は、先行技術と比較して、**新規性・進歩性**があることが必要です。発明相談をうけると、知的財産・ABS対応部門で聞き取り、調査を行います。

■ 発明の公開（新規性の喪失）

発明の内容を論文（学会・図書等）やSNS等で**公開すること**で、**特許化できない**ことがあるため、公開時期を確認・調整します。

また、以前に発表した関連論文が特許性の判断材料となることも留意する必要があります。

東京海洋大学の発明の取り扱いについて

(職務発明等規則 別紙、<https://shokuin.kaiyodai.ac.jp/kisoku/0178.htm> 参照)

- 教職員(教授・准教授等)が発明等(発明、著作物)を創作した場合、職務発明等規則に基づき、大学に届出を行い、大学にて帰属の可否を審議します。
- 大学帰属となった場合は、大学が出願人となって出願を行います。

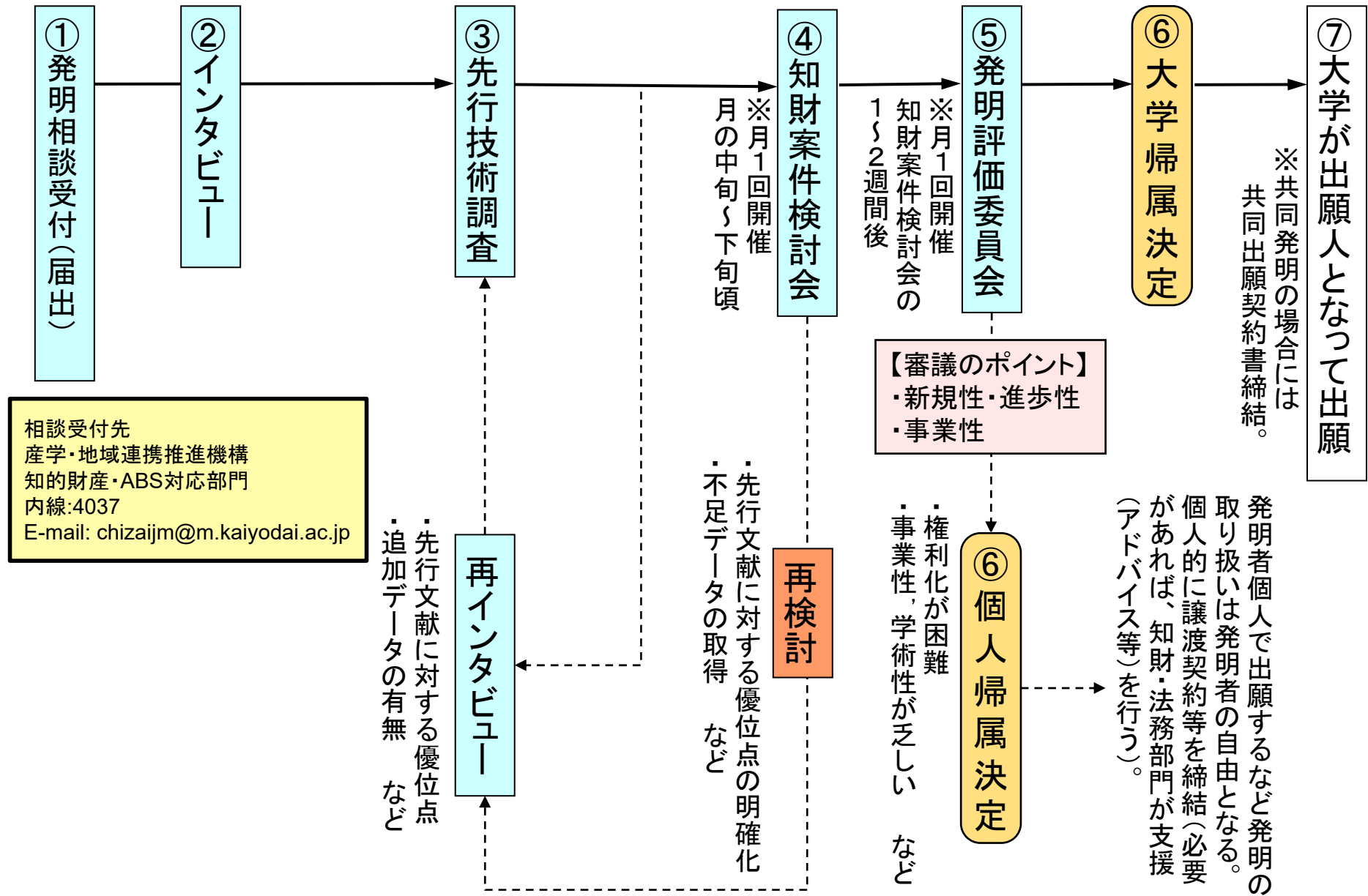
(手続きの流れ:次ページ参照)

「勝手に出願すること」や「成果物(菌・ウィルス・泥・食品・分析データ等)を事前の許可なく第三者に渡すこと」は規則違反となります。

(研究成果物等取扱規則 https://shokuin.kaiyodai.ac.jp/kisoku/22_033.htm 参照)

手続きの流れ

帰属決定までは、最低でも発明相談から2ヶ月は必要



発明の取り扱いについて (発明を創作したら・・・)

- 発明者を確認する
発明者は実験を手伝った人ではなく、**アイデアを閃いた人、アイデアを具現化した人**です。
- 発明相談・発明届を提出する
大学の代表発明者は、発明を創出したら、速やかに届け出る必要があります。
- 学生も発明者になりえる
博士課程内の研究で生じた発明の場合、発明者の学生は個人発明者の扱いになりますが、**教員との共同発明の場合、P4で紹介した職務発明等規則に準じた取り扱い**をしています。

発明の取り扱いについて

- 社会人ドクター・大学と雇用関係がある学生が発明者となる場合、以下を確認してください。
 - ・所属企業の**職務内**での発明か
→企業の職務発明とみなす(会社の規定に従う)
 - ・大学で**雇用**されているプロジェクト等の**範囲内**か
→大学の職務発明とみなす(大学の職務発明等規則に従う)
 - ・**博士課程内**の研究か→**個人発明**とみなす
- 異動後、出願を希望する場合
発明完成時点での所属機関の規定に従う必要があります。現時点の所属でないことに留意してください。

不明点があれば、知的財産・ABS対応部門へご相談下さい。

本学における知的財産(特許, 意匠等)の状況

		総数	共同出願	発明者に学生
発明の届出		31	15	13
国内	出願	20	7	8
	登録	12	6	2
外国	出願	3	1	1
	登録	4	1	3

企業への新規技術移転件数

相手先	総数	共有
中小企業	1	—
大企業	1	—
合計	2	—

保有件数

技術移転件数累計

	保有件数		技術移転件数累計	
	総数	共有	総数	実用化
国内	132	51	28	20
外国	41	9	0	0

著作権について <著作権とは>

- 著作権とは
「文化の発展」に寄与することを目的として著作者等の権利の保護を図るもの
- 著作権の発生と期間
著作物を創作した時点で**自動的に発生**する。
出願等の手続きは必要ない。
保護期間は、著作者生存中＋**死後70年まで**※
(※2018年12月30日付で、TPP関連法が施行*され、50年から変更された。)

*環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律

著作権について <著作権の種類>

■ 著作権の種類

著作者人格権:

著作者の**人格的な利益**を保護

著作者だけが持つ権利。著作者の死亡により消滅。

公表権・氏名表示権・同一性保持権

著作権:

財産的な利益を保護

一部又は全部の譲渡、相続が可能。

複製権・上演権/演奏権・上映権・公衆送信権・後述権・

展示権・頒布権・譲渡権・貸与権・翻訳権/翻案権等・

二次的著作物の利用に関する原著作者の権利

著作権について <著作物とは>

■ 著作物とは

思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、**学術**、美術又は音楽の範囲に属するもの。

例示：小説、脚本、**論文**、**講演**その他の言語

音楽、舞踊又は無言劇

絵画、版画、彫刻その他の美術

建築、**地図**又は学術的な性質を有する**図面**、

図表、**模型**その他の図形

映画

写真

プログラム

著作権の侵害

著作者の許諾を受けずに著作物のコピー・配布・利用等を行うこと(＝許諾を受ければ利用できる)。

例：・海賊版DVD作成、利用

- ・自分の研究に関する新聞記事をコピーして配布
- ・自分の論文に他人の論文等を丸写しして掲載
- ・撮影対象として絵画やポスターを撮影した写真をブログに掲載
- ・インターネットで著作者の許諾なしに音楽等を配信
- ・授業スライドを印刷し、勝手に他人に配布したり、ファイルをSNSにアップしたりすること

著作権の侵害の例外

著作権の目的は、「文化の発展」に寄与するため。
自由に利用できる範囲を定めることで、より一層の
著作物の創作・文化の発展を推進できると考えられる。
→「条件付き例外」が設定されている

例えば

- ・私的使用のための複製(第30条)
- ・引用(第32条)
- ・視覚障害者等・聴覚障害者等のための複製等(第37,38条)

など・・・

著作権の侵害の例外：引用

公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

(著作権法32条1項)

例えば・・・

学術論文において他人の文章を掲載して結果を考察

→学術論文においては、公表されている論文や意見を示さないと考察できないことから、目的上正当な範囲内での利用が可能と解釈できる。

学術論文において他人の文章を掲載して結果を考察

しかし、

学術論文への使用であっても、無条件に利用できるわけではないので注意(正当な範囲で許可)！

正当な範囲であることを満たすための条件

- ① 引用する著作物は既に公表されていること
- ② 引用を行う必然性があること
- ③ 引用部分と自分の文章と明確に区別していること
- ④ 引用部分を改変しないこと
- ⑤ 引用部分と自分の文章との主従関係が明確であること
(自分の文章が主)
- ⑥ 出所の明示をしていること

引用例 (1)

引用部分の区別「」、段落ち、フォントを変えるなど

本研究は、我が国の地域振興推進における課題と展望に関するものである。

我が国は、年々少子高齢化が進んでいる。内閣府が発行する「令和元年版高齢社会白書」によれば、“我が国の総人口は、平成 30 (2018) 年 10 月 1 日現在、1 億 2,644 万人となっている。65 歳以上人口は、3,558 万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）も 28.1%となった。”ことが報告されている¹⁾。さらに、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」に、下記のような報告がある²⁾。

-この総人口は、以後長期の人口減少過程に入る。平成 52(2040)年の 1 億 1,092 万人を経て、平成 65(2053)年には 1 億人を割って 9,924 万人となり、平成 77(2065)年には 8,808 万人になるものと推計される。-

改変しない

人口減少で特に影響が心配されるのは、地方への影響である。現代社会の生活は、多様なサービスの上に成り立っており、一定以上の人口規模を想定して成り立っている。例えば、医療・福祉・教育、金融、電気・ガス・水道などのライフラインに関わるインフラストラクチャー（インフラ）を保持する産業や運輸業・食料品、服飾品の販売など生活に不可欠なサービスである。これらを総称して、生活インフラとも呼ばれる。人口減少により一定の人口規模が保持されなくなると、いくらその地域に不可欠なものであっても、事業撤退を余儀なくされ、結果としてその地域の暮らしが不便になることが危惧される。また、事業撤退が生じると、その事業で雇用されていた人の雇用機会を奪うことにもつながる。暮らしの不便さと雇用機会の減少は、その地域からのさらなる人口流出を招くことは想像に難くない。また宇都 (2012)³⁾は、「人口減少下におけるインフラ整備の課題は、地方部においてより先鋭的に顕在化すると考えられる」と述べている。インフラの整備・管理費用は膨大かつ長期間を要するため、人口が少なく、人口に比例して税収も少ない地方にとっては、将来ではなく、現段階において既に直面している大きな課題と言えるだろう。実際、1975～2000 年にかけて人口減少を経験した 918 自治体を対象に行った野村総合研究所による 2008 年に実施したアンケート調査では、回答のあった 464 自治体のうち 95%が今後のインフラ整備に危機感を持っていたことが報告されている⁴⁾。

引用例 (2)

引用文献一覧(資料名等の明記)

引用文献：

1) 内閣府. 令和元年版高齢社会白書.

https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2019/zenbun/01pdf_index.html. (2020/05/01 最終アクセス)

2) 国立社会保障・人口問題研究所. 日本の将来推計人口.

http://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2017/pp_zenkoku2017.asp. (2020/05/01 最終アクセス)

3) 宇都正哲. 人口減少下におけるインフラ整備を考える視点. 日本不動産学会誌. 2012; Vol.25(4). P.43-49.

参考文献：

4) 宇都正哲(2012). 前掲書.p.43-49

→これは一例です。

引用文献の書き方等については、レポート作成時の先生の指示に従ってください。また、今回の例では、引用の区別をあえて複数の方法で記載していますが、実際のレポートでは、手法を統一するようにしましょう。

著作権の侵害の例外：教育への利用

参考

著作権法 第35条

第三十五条 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。)を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

→条件を満たせば、教育機関では著作物を複製・配布することが認められている。2018年5月25日に法改正があり、公衆送信の場合(オンライン授業やオンデマンド授業)に利用する場合には、著作者に相当額の支払いが必要になった(35条、第2項。運用上、各著作者に支払いをするのは非常に煩雑なので、(一社)授業目的公衆送信補償金等管理協(SARTRAS)という団体が設置された)。



その他、知財に関するご相談は、

産学・地域連携推進機構

知的財産・ABS対応部門

品川キャンパス 7号館2階

内線: 4037

E-mail: chizaijm@m.kaiyodai.ac.jp